

2018(平成30)年度 公益財団法人長崎県国際交流協会 私費留学生奨学金 募集要項

1. 目的

公益財団法人長崎県国際交流協会が長崎県内の大学・短期大学及び高等専門学校に在籍する留学生に対して経済的支援を行うことで、より安定した留学生生活を営むための環境作りを行います。

2. 申請条件

奨学金の申請者は下記の条件を全て満たすこととする。

- ① 出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表に定める「留学」の資格を有する者。
- ② 入学後1学期以上が経過しており、**2018年度秋学期に第2～第8学期に在籍している正規留学生**。 ※2018年秋入学者は応募できません。
- ③ 経済的援助が必要と認められ、かつ学業成績が優秀であり、地域との交流活動に積極的に参加する意思を有するもの。
- ④ 過去に長崎県私費留学生奨学金の交付を受けたことがない者。
- ⑤ 現在、他の奨学金の受給を受けていない者。 ※学内奨学金(勤労奨学金など)は除く。

3. 募集人数 学内推薦者2名 (長崎県内で8名)

4. 奨学金金額と給付期間

月額 15,000円 (2018年4月～2019年3月までの12ヶ月間) ※毎月学生支援課にて支給。

5. 申請方法

奨学金を希望する留学生は、下記の書類を**9月28日(金) 15:00までに、学生証を持って(本人確認のため)、学生支援課窓口**に提出してください。 ※本人以外の提出は認めません。

時間に遅れた場合、下記の書類が一つでも足りない場合は選考しないので、注意してください。

① 申請用紙

※学生支援課窓口で受け取るか、大学ホームページからダウンロードしてください。

② 学生証のコピー ※A4サイズ

③ 在留カードのコピー (表裏どちらも) ※A4サイズ

④ 2016年12月～2018年7月に受験した日本語能力試験の結果通知 (持っている人は提出。なくても構いません。)

がくないすいせんしゃけつていご がっ にち きん か き しよるい ていしゆつ
学内推薦者決定後、10月19日(金)までに下記の書類を提出してください。

- ⑤ へいせい ねん ど し ひ りゆうがくせいしやうがくきん こう ふしんせいしよ しよていようしき
平成29年度私費留学生奨学金交付申請書 (所定様式あり)
- ⑥ ほんがく さいしん せいせきしやうめいしよ
本学での最新の成績証明書
- ⑦ しゃしん まい たて よこ
写真1枚 (縦4.5 cm×横3.5 cm)

6. せんこう 選考

せいせきひやうかけいすう せいかつ がくしゆうたいど がくせいしえんいんかい がくないすいせんしゃ けつてい
成績評価係数、生活・学習態度をもとに、学生支援委員会で学内推薦者を決定しま
す。

7. こうふけつてい 交付決定

きやうがいりじちやう だいがくとう し ひりゆうがくせいすう かんあん りゆうがくせいしやうがくきんせんこういんかい
協会理事長が大学等の私費留学生数を勘案するとともに、留学生奨学金選考委員会
しんさ へ こうふ けつてい だいがくおよ しんせいしやほんにん たい けつ か ゆうそう し
の審査を経たうえで交付を決定し、大学及び申請者本人に対して結果を郵送でお知らせ
します。

8. こうふ とりけし 交付の取消

しやうがくせい つぎ かくごう がいとう とき こうふけつてい ぜんがく いちぶ と け
奨学生が次の各号のいずれかに該当する時は、交付決定の全額または一部を取り消
すで こうふ しやうがくきん ぜんぶ いちぶ へんかん しようきゆう
し、既に交付した奨学金の全部または一部について返還を要求されることがあります。

- 1) しんせいじやうけん きさい こうふたいしやう しかく うしな とき
「2. 申請条件」に記載されている交付対象者の資格を失った時
- 2) ていしゆつしよるい いつわ
提出書類に偽りがあったとき
- 3) だいがくとう ていがく た しよぶん う ぼあい
大学等において、停学その他の処分を受けた場合
- 4) じゆきゆうけつていしや じたい ぼあい
受給決定者から辞退があった場合

2018 (平成 30) 年 8 月 30 日(木)

ながさきがいこくごだいがく がくせいしえんか
長崎外国語大学 学生支援課